

大阪府食品国民健康保険 各種手続き

全ての手続きは 25 日までの届出が当月分となります。

加入の手続き

加入の手続き	
届出詳細	届出に必要な書類
<p>【事業主が加入するとき】</p> <p>※法人事業所は加入できません ※事業所は大阪府下にあり、食品の製造、加工、調理、又は販売の事業でなくては加入できません。 ※個人事業所として加入した後、法人に事業形態を変更する場合は事前に組合に報告し、法人登記ご 5 日以内に年金事務所に健康保険適用除外承認申請を行えば、当食保に継続加入することができる。 ※届出受理日より加入 現在、市の保険に加入している場合は、被保険者証が交付されてから市の保険年金課にて喪失の手続きを行って下さい。 ※営業許可証のコピーは、事業主・事業所住所・事業所名が変わったとき、有効期限が過ぎたとき等には新たに交付されたもののコピーを提出していただきます。</p>	<p>①国民健康保険被保険者資格取得届（3枚複写） ②営業許可証のコピー ③確定申告書B表第1表のコピー （開業時の場合は個人事業の開業届のコピー） ④事業所確認書 ⑤世帯全員の続柄の記載のある住民票 （世帯に1人だけの登録でも世帯全員で交付依頼する） （外国籍の方は、国籍、在留の資格、在留期間の記載されているもの） ⑥現在加入している健康保険の被保険者証のコピー （社会保険加入で退職月に届出の場合は喪失証明書が必要） （届出月が無保険の場合は一旦市の健康保険に加入しなくてはならない） ⑦同居家族に社保・国保組合等の加入者がいれば、その被保険者証のコピー ⑧家族に 75 歳未満の後期高齢者医療制度の加入者がいれば、その被保険者証のコピー ⑨加入月からの保険料 24,600 円/月 （40 歳～64 歳までは介護保険料 3,000 加算）</p>
<p>【従業員が加入するとき】</p> <p>※保険組合が指定する大阪府下全域および近隣府県以外に在住の場合は加入できません。 ※個人事業所は届出受理日より加入 ※法人事業所は厚生年金加入日より加入（詳細は下枠☆） ※事業所が加入していない場合、従業員のみの加入はできません</p>	<p>①国民健康保険被保険者資格取得届（3枚複写） ②世帯全員の続柄の記載のある住民票 （世帯に1人だけの登録でも世帯全員で交付依頼する） （外国籍の方は、国籍、在留の資格、在留期間の記載されているもの） ③現在加入している健康保険の被保険者証のコピー （社会保険加入で退職月に届出の場合は喪失証明書が必要） ④事業形態が法人に移行し、適用除外承認を受けている場合、健康保険適用除外申請書（詳細は下枠☆） ⑤同居家族に社保・国保組合等の加入者がいれば、その被保険者証のコピー ⑥家族に 75 歳未満の後期高齢者医療制度の加入者がいれば、その被保険者証のコピー ⑦加入月からの保険料 11,200 円/月 （40 歳～64 歳までは介護保険料 3,000 加算）</p>

<p>【加入者に子供が生まれたとき】</p>	<p>※誕生日より加入</p>	<p>①国民健康保険被保険者資格取得届（3枚複写） ②世帯全員の続柄の記載のある住民票 （外国籍の方は、国籍、在留の資格、在留期間の記載されているもの） ③加入月からの保険料 10,200 円/月</p>
<p>【加入者の結構等で転入があったとき】</p>	<p>※転入日より加入</p>	<p>①国民健康保険被保険者資格取得届（3枚複写） ②世帯全員の続柄の記載のある住民票 （外国籍の方は、国籍、在留の資格、在留期間の記載されているもの） ③加入月からの保険料 10,200 円/月 （40 歳～64 歳までは介護保険料 3,000 加算）</p>
<p>【加入者の家族が他の保険をやめたとき】</p>	<p>※前保険の資格喪失日より加入</p>	<p>①国民健康保険被保険者資格取得届（3枚複写） ②世帯全員の続柄の記載のある住民票 （外国籍の方は、国籍、在留の資格、在留期間の記載されているもの） ③前加入の健康保険資格喪失証明書 ④加入月からの保険料 10,200 円/月 （40 歳～64 歳までは介護保険料 3,000 加算）</p>

★法人事業所で【健康保険適用除外承認】を受けている事業所の従業員を雇用・加入する場合

入社日から 5 日以内に下記の手続きを行って下さい

- ①【健康保険組合】 下記を添えて健康保険組合に加入
 - ↓ ・国民健康保険被保険者資格取得届をはじめ通常の加入に必要な書類および保険料
 - ↓ ・健康保険被保険者適用除外承認申請書（4枚綴り）
- ②【年金事務所】 下記を添えて厚生年金に加入
 - ↓ ・保険組合から加入証明を受けた健康保険被保険者適用除外承認申請書（4枚綴り）
- ③【健康保険組合】 下記を提出
 - ↓ ・年金事務所から承認を受けた健康保険被保険者適用除外承認証のコピー

脱退の手続き

届出詳細	届出に必要な書類
【事業主がやめると】 ※個人事業所は届出受理日で喪失 ※法人事業所は厚生年金喪失日で喪失（詳細は下枠★） ※喪失証明書を発行します ※喪失月の保険料は不要です	①国民健康保険被保険者資格喪失届（3枚複写） ②被保険者証 （被保険者証を紛失している場合は喪失届けの誓約書に押印） ③70歳～74歳の高齢受給者は高齢受給者証
【従業員が退職とき】 ※個人事業所は届出受理日で喪失 ※法人事業所は厚生年金喪失日で喪失 ※喪失証明書を発行します ※喪失月の保険料は不要です	①国民健康保険被保険者資格喪失届（3枚複写） ②被保険者証 （被保険者証を紛失している場合は喪失届けの誓約書に押印） ③70歳～74歳の高齢受給者は高齢受給者証 ④法人事業所の場合は、厚生年金被保険者資格喪失確認通知書のコピー（詳細は下枠☆）
【死亡したとき】 ※事業主・家族・従業員とも、死亡の翌日が喪失日となります ※喪失月の保険料は不要です	①国民健康保険被保険者資格喪失届（3枚複写） ②被保険者証 （被保険者証を紛失している場合は喪失届けの誓約書に押印） ③70歳～74歳の高齢受給者は高齢受給者証 ④死亡した日がわかる住民票、または除票
【転出したとき】 ※家族は転出日が喪失日となります ※家族の海外への転出はその翌日が喪失日となります ※喪失月の保険料は不要です	①国民健康保険被保険者資格喪失届（3枚複写） ②被保険者証 （被保険者証を紛失している場合は喪失届けの誓約書に押印） ③70歳～74歳の高齢受給者は高齢受給者証 ④転出した日がわかる住民票、または除票
【他の保険に加入したとき】 ※他の国保に加入した場合、資格取得日が喪失日となります ※社会保険に加入した場合、資格取得日の翌日が喪失日となります ※喪失月の保険料は不要です	①国民健康保険被保険者資格取得届（3枚複写） ②被保険者証 （被保険者証を紛失している場合は喪失届けの誓約書に押印） ③70歳～74歳の高齢受給者は高齢受給者証 ④加入した保険の被保険者証のコピー

【後期高齢者医療制度に加入したとき】	※事業主・家族・従業員とも、後期高齢者医療制度資格取得日の翌日が喪失日	①国民健康保険被保険者喪失届（3枚複写） ②加入した後期高齢者医療制度の被保険者の写し ③被保険者証 ④70歳～74歳の高齢受給者は高齢受給者証
---------------------------	-------------------------------------	---

★法人事業所で【健康保険適用除外承認】を受けている事業所の従業員加入者が退職した場合

退職後5日以内に下記の手続きを行って下さい

- ①[健康保険組合] 下記を添えて健康保険組合の喪失手続きをする
 - ↓
 - ↓
 - ・国民健康保険被保険者資格喪失届および被保険者証
 - ・厚生年金被保険者資格喪失届（年金事務所に提出する前のコピー）
- ②[年金事務所] 下記を添えて厚生年金喪失手続きをする
 - ↓
 - ・厚生年金被保険者資格喪失届
- ③[健康保険組合] 下記を提出
 - ・年金事務所で手続きを終えた厚生年金被保険者資格喪失確認通知書のコピー

その他の手続き	
届出内容	届出に必要な書類
世帯内で事業主が交代するとき	①国民健康保険被保険者資格変更届（2枚複写） ②被保険者証 ③世帯全員の続柄の記載がある住民票 （外国籍の方は国籍・在留資格・期間の記載されているもの） ④新事業主の名義に変更した営業許可証のコピー ⑤事業所確認書 ⑥70歳～74歳の高齢受給者は高齢受給者証 ⑦前事業主が後期高齢者医療制度に加入する場合【後期高齢者医療制度に加入したとき】の脱退の手続きに準ずる
店舗の住所や店名が変わったとき	①国民健康保険被保険者資格訂正届（2枚複写） ②新しい住所もしくは店名で申請した営業許可証のコピー ③事業所確認書
自宅住所が変わったとき	①国民健康保険被保険者資格訂正届（2枚複写） ②被保険者証 ③70歳～74歳の高齢受給者は高齢受給者証 ④世帯全員の続柄の記載がある住民票 （外国籍の方は、国籍・在留の資格・期間の記載されているもの）
氏名が変わったとき	①国民健康保険被保険者資格訂正届（2枚複写） ②被保険者証 ③70歳～74歳の高齢受給者は高齢受給者証 ④世帯全員の続柄の記載がある住民票 （外国籍の方は、国籍・在留の資格・期間の記載されているもの）
被保険者証の紛失や破損をしたとき	①国民健康保険被保険者証再交付申請書 ②破損・汚れの場合はその被保険者証
高齢者受給者証の紛失や破損をしたとき	①国民健康保険被保険者証再交付申請書 ②破損・汚れの場合はその被保険者証
修学のため住民票を移し現住所を離れるとき	①㊟国民健康保険法第116条該当届書 ②在学証明書 ③移転した先の住民票 （外国籍の方は、国籍・在留の資格・期間の記載されているもの） ④被保険者証
上記の学校を卒業したとき	①㊟国民健康保険法第116条非該当届書 ②㊟被保険者証 ③元の世帯に戻る時は世帯全員の続柄の記載のある住民票

事業形態が個人から法人に変わったとき	法人に変わった日から14日以内に下記の手続きをする ①【健康保険組合】下記を添えて訂正の手続きをする ↓ ・事業所変更届 ↓ ・健康保険被保険者適用除外承認申請書 ↓ ↓ ・法人の登記簿謄本のコピー ↓ ・事業所確認書 ②【年金事務所】下記を添えて厚生年金加入手続きをする ↓ ・保険組合から加入証明を受けた健康保険被保険者適用除外承認申請書 ↓ ↓ ↓ ・法人の登記簿謄本原本 ③【健康保険組合】下記を提出 ・店舗全店の法人名義の営業許可証のコピー ・年金事務所で承認を受けた健康保険被保険者適用除外承認証のコピー ・適用通知書のコピー
事業形態が法人から個人に変わったとき	個人事業に変わった日から5日以内に下記の手続きをする ②【年金事務所】下記を添えて厚生年金喪失手続きをする ↓ ・厚生年金保険適用事業所全喪失届 ↓ ・解散の期日等が記載されている法人の登記簿謄本コピー ①【健康保険組合】下記を添えて訂正の手続きをする ・事業所変更届 ・解散の期日等が記載されている法人の登記簿謄本のコピー ・厚生年金資格喪失届のコピー ・店舗全店の個人名義の営業許可証のコピー ・事業所確認書

★★★★★★ 重要 ★★★★★★

★各種届出の漏れや遅れは事業主に大きな負担を及ぼす場合があります。健康保険適用除外の届出は市町村国保等と同じく14日以内に必ず行って下さい。

★法律により、健康保険への加入漏れ（被保険者資格の空白）、重複加入等を防ぐため、住民票につきましては世帯全員のものを、他の健康保険加入者については、その被保険者証の写しを提出する必要があります。

★営業許可証の写しは、事業主が変わった時や、事業所の所在地・名称が変わった時に提出する必要があります。また、有効期限が過ぎた場合は必ず保健所にて更新手続きを行い、新たに交付されたもののコピーを保険組合に提出して下さい。

★事業形態が個人事業から法人に変わった場合、5日以内に上記の手続きを怠った場合は、無資格加入者となり、変更のあった日にさかのぼり、厚生年金保険・健康保険の保険料の支払いが発生し、当食品国民健康保険の資格は喪失します。また、無資格期間の医療費・給付については実費精算となり、事業主への大きな負担となります。

★提出していただく書類等は、当食品国民健康保険組合に加入・脱退・その他の手続きをするために使用するものであって、それ以外の目的で使用することはありません。